

[教会の社会教説綱要]より

504 正当防衛のために武力を用いる権利は、侵略行為に対して自己防衛力を持たない罪のない犠牲者を保護し、救援する義務と関係しています。現代の紛争は、しばしば国内で発生しますが、この紛争についても、国際人道法の規定が完全に尊重されなければなりません。あまりにも頻繁に市民は攻撃され、時には戦争の標的にさえなります。また場合によっては、「民族浄化」の名のもとで残忍にも殺害されるか、強制連行によって家と土地を奪われます。それはどのような場合にも許せないものです。このような悲劇的状况において、人道援助は市民に届くものでなければならず、受け取る人々に影響を及ぼす手段として利用されてはなりません。人間の善は、紛争当事者の利害に優先しなければなりません。

508 教会の社会教説は「バランスの取れた、管理された全般的な軍縮」という目標を掲げています。兵器の莫大な増加は、安定と平和に対する深刻な脅威です。充足の原則、すなわち、各国家は正当防衛のために必要な手段のみを保有するという原則は、兵器を購入する国家と、兵器を生産し提供する国家の両方に適用されなければなりません。兵器の過剰な備蓄、また無差別的な取引は道徳的に正当化できません。このような現象はまた、さまざまな種類の兵器の拡散、生産、販売、および使用に関する国際規範に照らして評価されなければなりません。兵器は国際、または国内市場で交換される他の商品のように扱われてはなりません。

さらに、教会はその教導権において、抑止という現象の道徳的批評を行っています。「多くの人々は、兵器の蓄積を仮想敵国からの攻撃を抑止するための逆説的な手段、しかも国家間の平和を保証しうるもっとも効果的な手段と見なしています。しかし、この抑止方法に対しては大いに倫理的疑問の余地が残されています。軍事拡張競争は平和を保証するものではありません。戦争の原因を除去するどころか、かえって増大させる危険をはらんでいます」。冷戦時に典型的な核抑止政策は、対話と多国間交渉を基礎とする具体的な軍縮措置に取って代わられなければなりません。

517 教会は、真の平和はゆるしと和解によってのみ可能になると教えています。戦争や紛争の結果に直面したとき、人は容易にゆるせるものではありません。「非人間性と苦悩の深淵にまで」至る暴力が残す苦痛の負担が重いときは、とくにそうです。この苦痛は、すべての当事者による、深く、忠実で、勇敢な思索によってのみいやされます。それは、悔い改めによって清められた態度で現在の困難と向き合うことのできる思索です。過去の重さを忘れることはできませんが、相互にゆるし合う場合はそれを受け入れることができます。これは長く困難な過程ですが、不可能ではありません。

518 相互にゆるし合うことが、正義の必要性を除外するものであってはいけません。また、真理への道を閉ざすものであってはいけません。むしろ、正義と真実は和解への具体的な必要条件です。したがって、国際的な司法機関を設立することは適切です。普遍的管轄権の原則によって、このような機関は被告側と犠牲者の権利を尊重する適切な法手続きの規範に導かれ、武力紛争の際に行われた犯罪に関する真実を究明することができます。しかし和解を求めて、亀裂が生じている民族が互いに受け入れ合う関係を成立させるためには、犯罪行為——作為のものと不作為のものを含むの特定と賠償請求の過程だけでは十分ではありません。さらに、平和の権利の尊重を促進する必要があります。この権利は、「共通善を目的として、力の構造を協力の構造に変えていく社会の建設を奨励する」ものです。

519 教会は、祈りによって平和を求める闘いに従事しています。祈りによって、神との深い関係だけでなく、尊敬、理解、敬意、愛を通じて示される他者との出会いに対して心が開かれます。祈りによって、すべての「平和の真の友」、すなわちさまざまな生活状況で平和を愛し、促進しようとする人々に勇気が植えつけられ、支えが与えられます。「典礼は教会の活動が目指す頂点であり、同時に教会のあらゆる力が流れ出る泉」です。とくに、「キリスト教的生活の泉であり、頂点である」ミサ聖祭は、すべての平和に向けた、すべての真正なキリスト教的決意の無限の源泉です。